

議案第6号

大網白里市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年8月30日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市印鑑条例の一部を改正する条例
大網白里市印鑑条例（昭和50年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であって、印鑑登録証明書を交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項又は第59条の3第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第12条第2項に規定する端末機による印鑑登録証明書の交付に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。